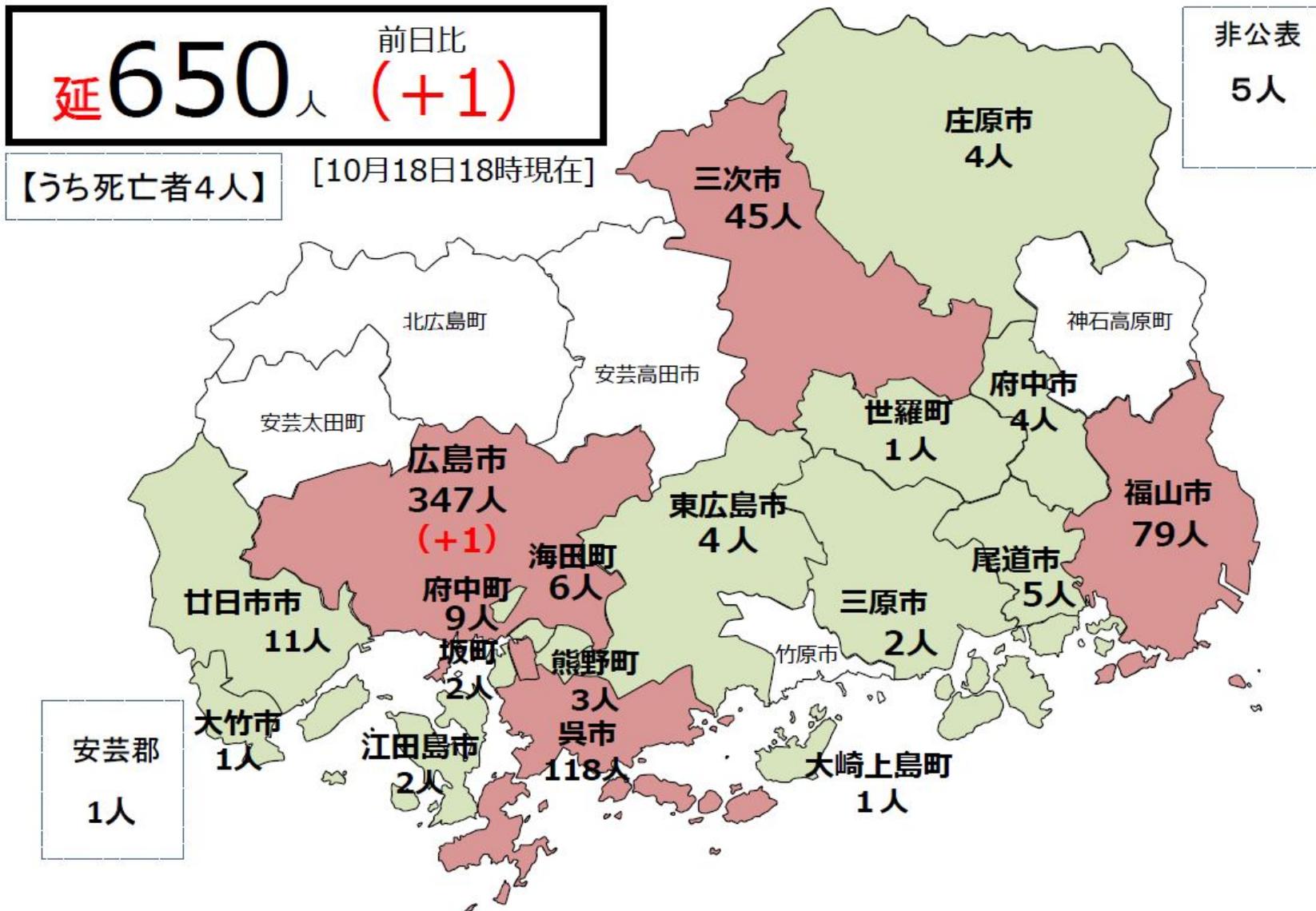


新型コロナウイルス感染症が発生した 社会福祉施設等への応援職員の派遣について

広島県健康福祉局地域福祉課

広島県の新型コロナウイルス感染症患者の状況①

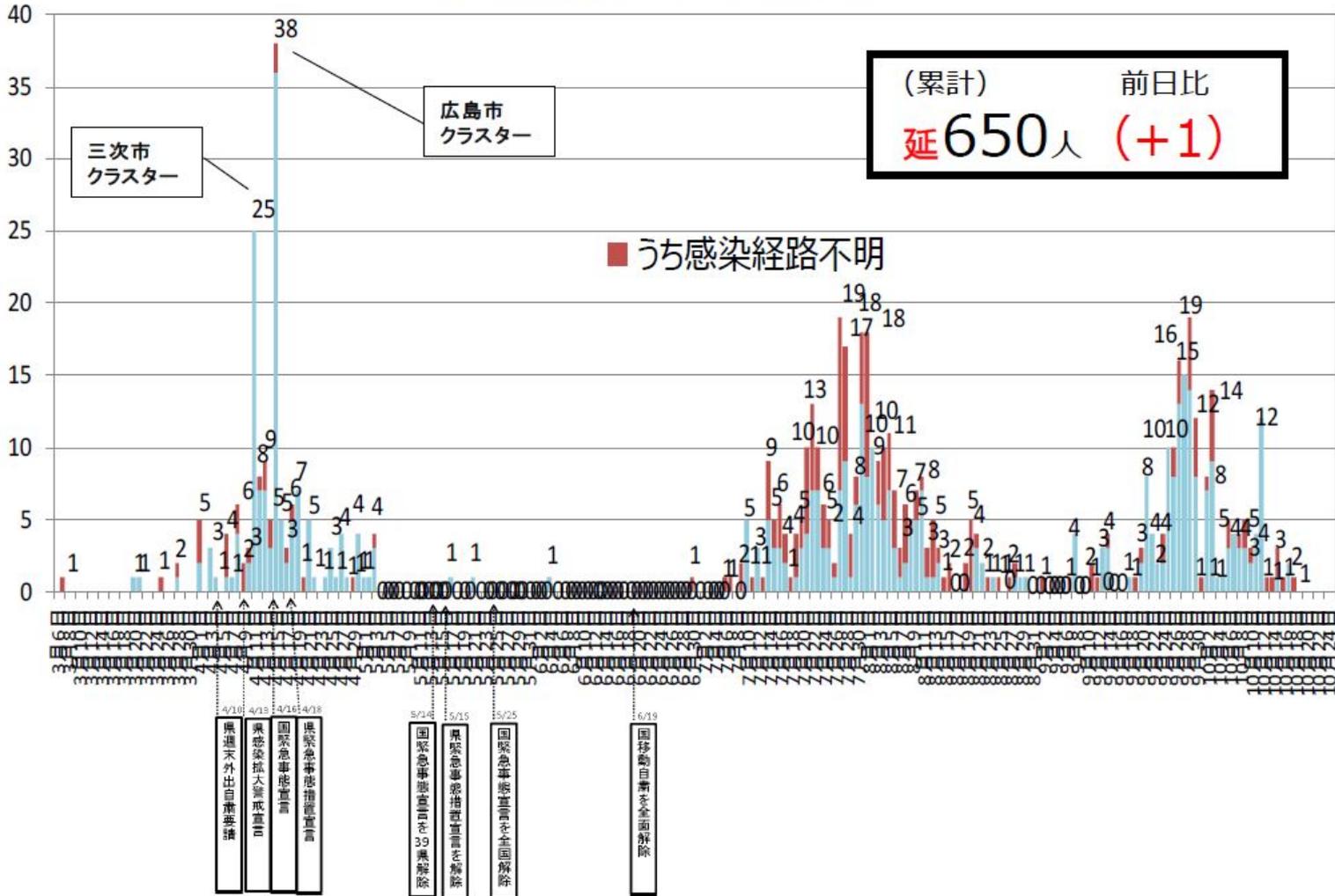
新型コロナウイルス感染症患者の状況（広島県発表分）



広島県の新型コロナウイルス感染症患者の状況②

10月18日18時整理

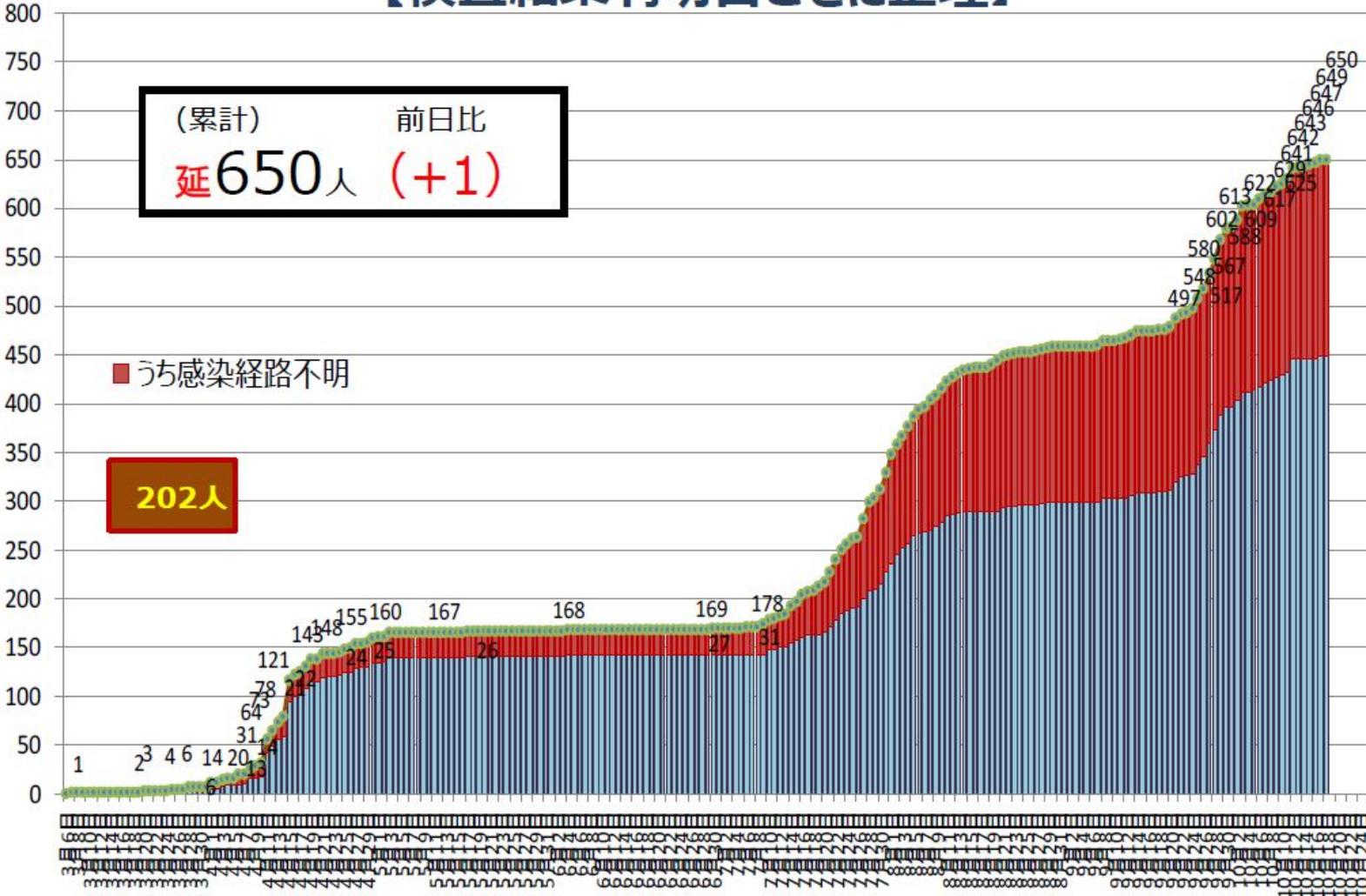
新型コロナウイルス感染症患者の推移 (広島県) 【検査結果判明日別】



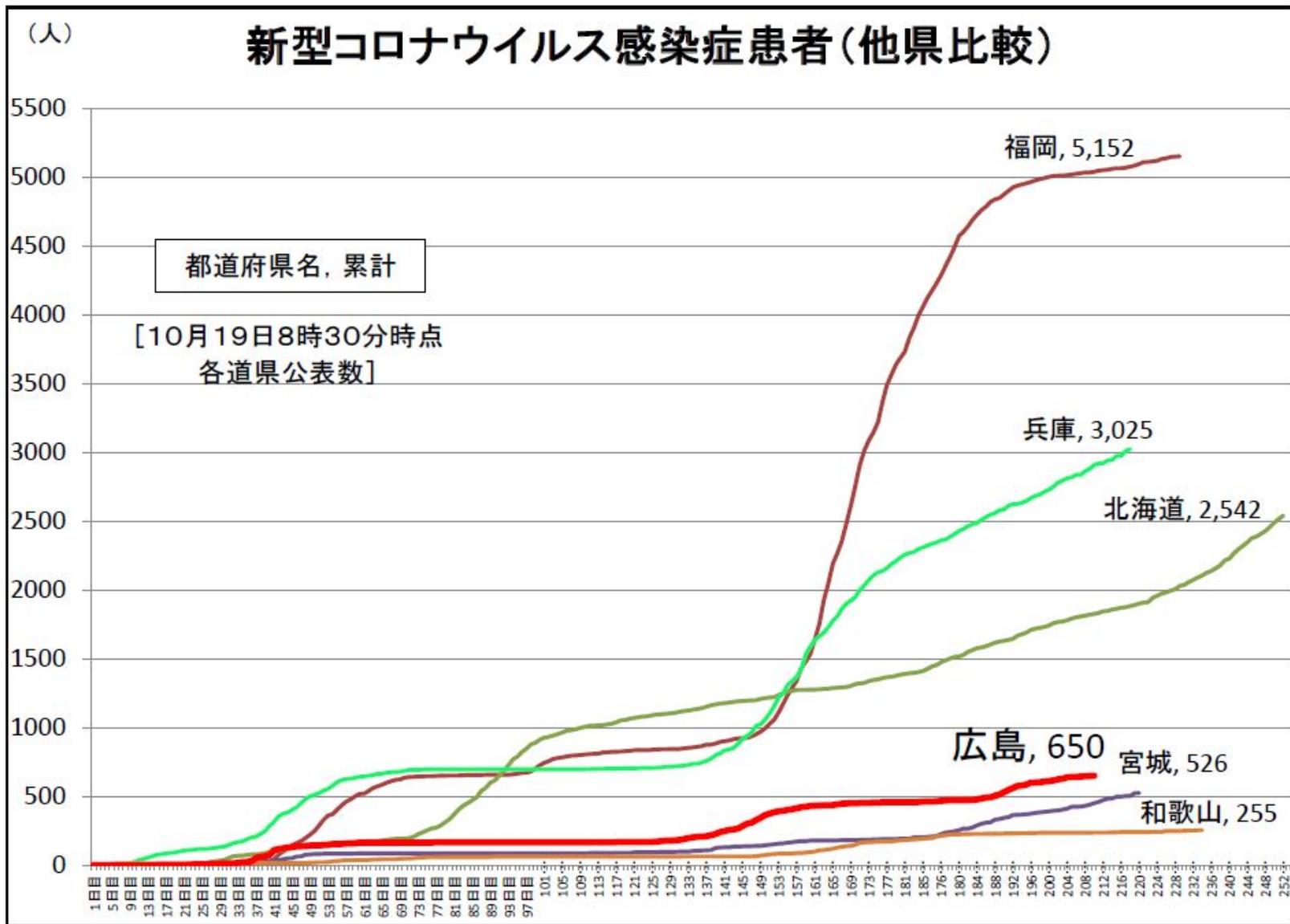
広島県の新型コロナウイルス感染症患者の状況③

10月18日18時整理

新型コロナウイルス感染症患者の推移（広島県） 【検査結果判明日ごとに整理】



広島県の新型コロナウイルス感染症患者の状況④



広島県の感染症に係る医療提供体制の状況

【10月17日時点】

1 受入医療機関病床の状況

- 確保病床数 222床
- 空床数 183床
- 空床率 82.4%

2 宿泊療養施設の状況

- 確保室数 150室
- 空室数 150室
- 空室率 100%

新型コロナウイルス感染（クラスター）事案発生時に備えた体制

広島県新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部

【役割】

- ①新型コロナウイルス感染症患者在、社会福祉施設等において発生した場合の感染拡大防止に関すること
- ②新型コロナウイルス感染症患者在、社会福祉施設等が休業や事業縮小等した場合の代替サービスの確保に関すること
- ③新型コロナウイルス感染症患者在、発生した社会福祉施設等の利用者に対する医療の提供に関すること
- ④市町の事案発生時の体制整備に対する支援に関すること

など

新型コロナウイルス感染(クラスター)事案が発生した場合の対処方針

【R2.4.30 制定】

入所施設で発生した場合には、他施設への感染拡大を防止するため、あえて支援をしない。

【対処方針の改正の背景】

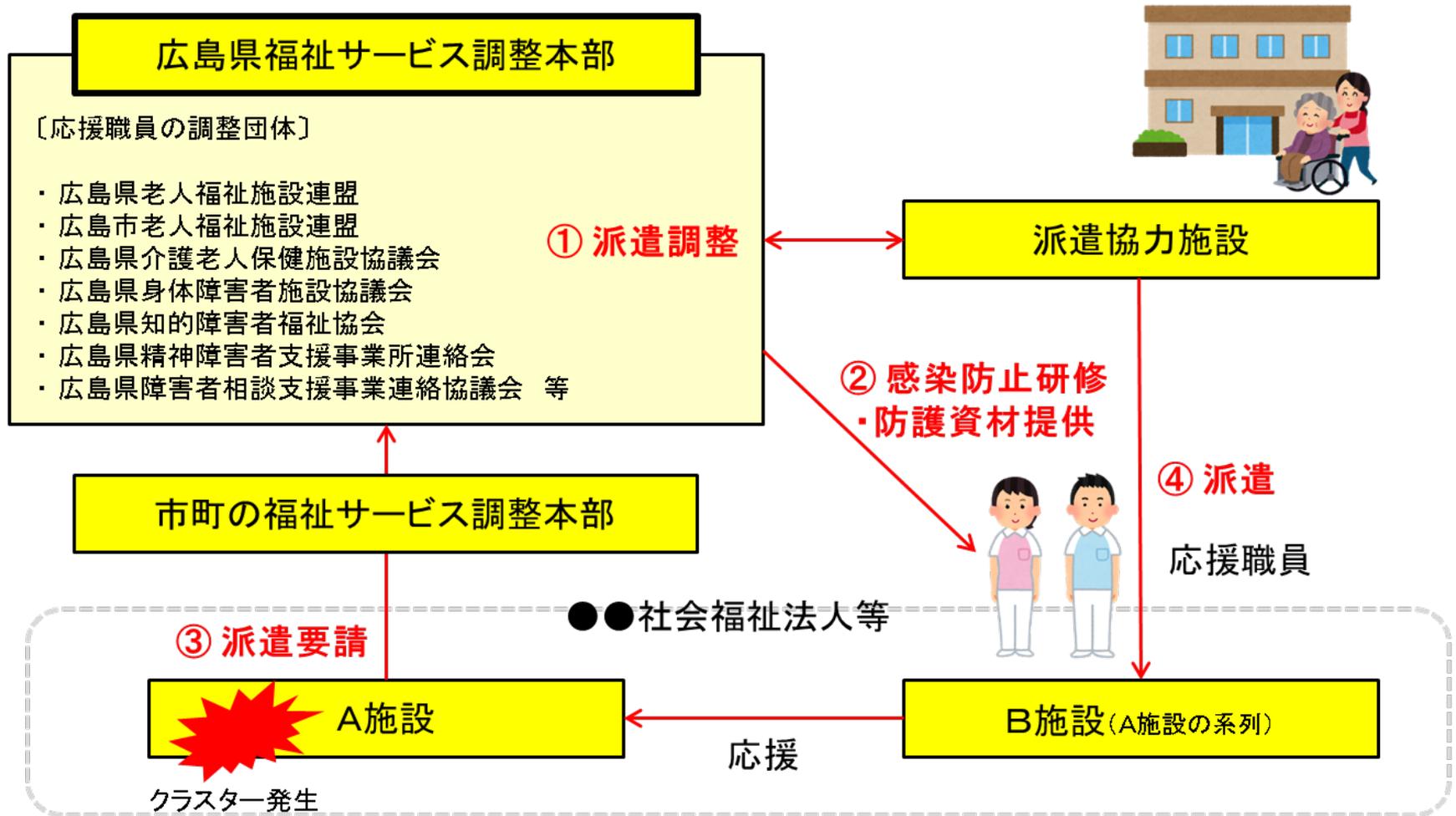
- ① 新型コロナウイルスの特性(感染経路, 感染力が強まる時期など)がわかってきた。
- ② 広島市と三次市のクラスター事案の経験
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部の見解

【R2.5.27 改正】

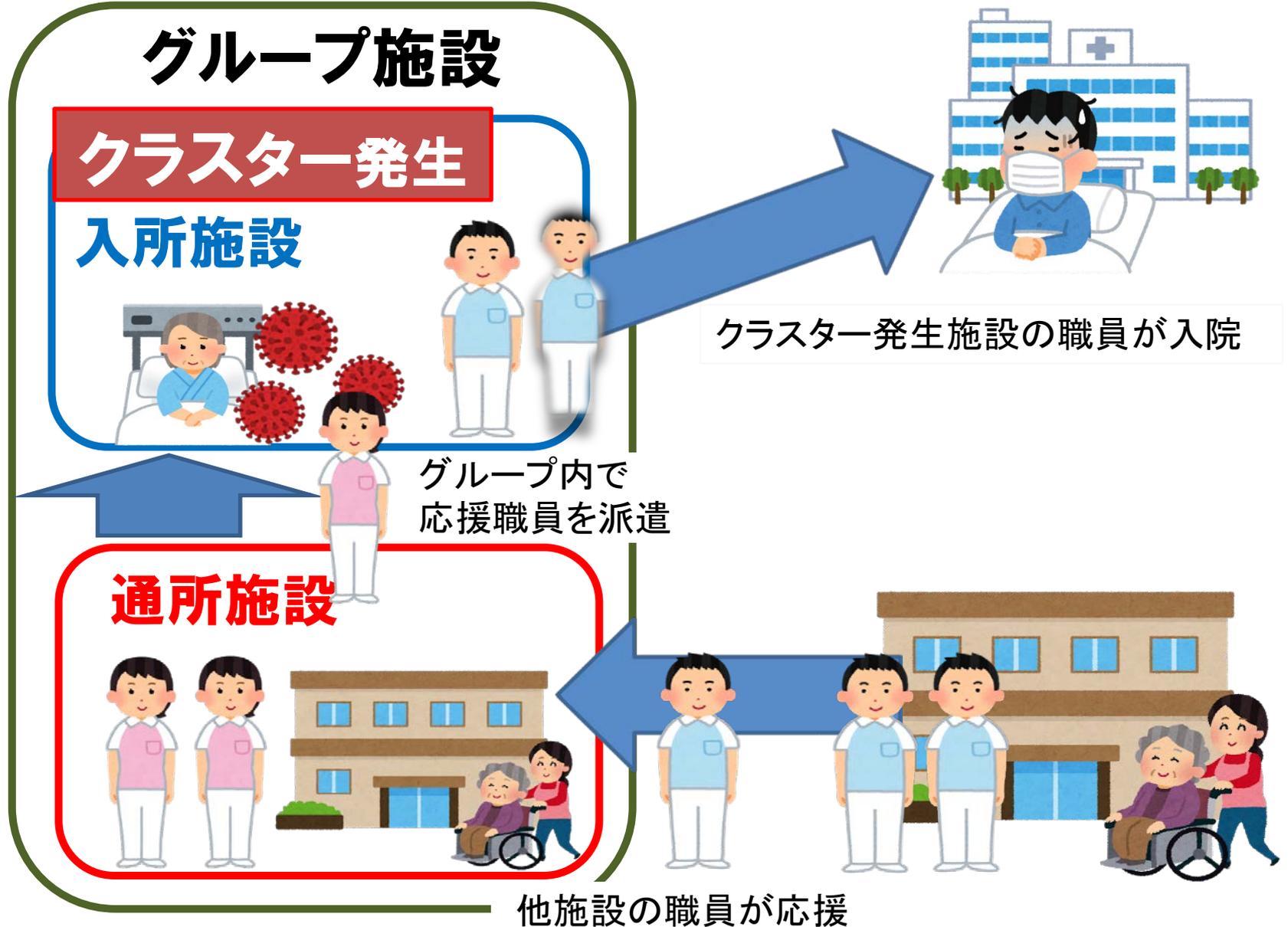
入所施設で発生した場合には、他施設への感染拡大を防止するため、クラスター発生施設及び系列の職員により対応する。ただし、多数の職員が感染するなどにより、クラスター発生施設から支援の要請があった場合は、二次感染のリスクに十分配慮したうえで応援職員を派遣し、当該施設の入所者へ必要なサービスを提供する。

クラスターが発生した社会福祉施設等への応援体制

新型コロナウイルス感染症が入所型社会福祉施設等で発生し、サービス提供が困難となった場合においても、利用者への影響を最小限に抑えるため、県及び市町がそれぞれ関係団体等と連携して重層的に応援職員を派遣する。



クラスターが発生した社会福祉施設等への応援職員の派遣イメージ



応援職員の募集について①

1 応援職員

原則として、発生施設のできるだけ近隣の施設等から派遣する。
ただし、二次感染のリスクを考慮し、次の者を除く。

- ア 基礎疾患があるなど重症化のリスクが高い者
- イ 妊娠している者又は妊娠している可能性がある者

2 派遣期間

派遣先施設等からの要請により決定するが、最大で4週間とする。
なお、派遣業務終了後は、2週間を目安に自宅待機とする。
(クラスター発生施設に従事した場合)

3 業務内容

応援職員は、PCR検査の結果が陽性の者以外の利用者(PCR検査の結果が陰性の濃厚接触者を含む。)への介護等を行う。

また、応援職員を派遣する際には、派遣元と派遣先が応援職員の勤務条件、費用負担等について協定等により取り決めを行う。

4 応援協力施設(R2.10.2現在)

144施設

応援職員の募集について②

応援職員に対する感染防止対策

- 1 基本的には、クラスター発生施設の系列の事業所から応援職員を派遣し、手薄となった事業所へ他施設から応援職員を派遣する。
- 2 系列の事業所がない場合等で、クラスター発生施設に応援職員を派遣する際には、感染管理の知識を有する医療職によるゾーニングが完了した後にクリーンエリアで業務を行うこととし、陽性者へのケアは行わない。

社会福祉施設等でクラスターが発生した際には、当該施設へ速やかに感染症医療支援チームを県が派遣し、感染疑い者等のトリアージを行う。また、当該施設の利用者及び職員にPCR検査を行い、その結果をもとに施設内のゾーニングを行う。
- 3 応援職員に対しては、事前に感染症に関する研修を行う。
- 4 業務を行うために必要な感染防護資材を県が支給する。
- 5 応援職員に対しては、派遣前、派遣後にPCR検査を行う。

応援職員の募集について③

応援職員の派遣に要する費用の負担

応援職員の派遣に要する費用については、基本的に派遣先が負担することとし、その全部又は一部を県が支援する。

- ① 業務日数に応じた特殊勤務手当(危険手当)
- ② 派遣先施設等までの旅費及び宿泊費
- ③ 派遣元の事業所が負担する、従業員を対象とする傷害保険(賠償責任保険を含む。)の加入費用
- ④ 職員を派遣した期間及び職場に復帰するまでの待機期間の人件費
- ⑤ 派遣した職員の代替として雇用した職員の人件費及び職員を派遣することにより生じた残業手当